

## まるっと IoT マンション契約約款（光マンション設備及び保守に関する契約）

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」といいます。）は、光マンション工事及びブロードバンドサービス「まるっと IoT マンション」（以下「本サービス」といいます。）に関して、以下のとおり、まるっと IoT マンション契約約款（甲指定のお申込書及び付属する別紙等を含め、以下「本約款」といいます。）を定めます。本サービスのご利用を希望されるお客様（以下「乙」といいます。）は、本約款の定めに従い本サービスの提供を受けるものとします。

### 第 1 条（本サービスの構成）

- 1.本サービスは、乙が所有または管理、建築等をする対象集合住宅（以下「導入物件」といいます。）において、導入物件の主配線盤や管路などの既設施設の活用、あるいは、専用ケーブル配管工事（露出配管）を施工することにより、甲が提供するインターネット接続サービスを導入物件において利用可能とする工事（以下「工事」といいます。）と通信回線の提供を含む保守業務（以下「保守」といいます。）及びこれらに附帯し乙の任意選択において提供されるオプションサービス（防犯カメラ、宅配ボックス等を含みますがこれらに限りません）。以下総称して「オプション設備」といいます）により構成されます。
- 2.本サービスにおけるインターネットの最大回線速度は、おおよその目安であり、甲はかかる最大回線速度を保証するものではないものとします（ベストエフォート型提供）。
- 3.本サービスの内容は、本サービスを乙がお申し込み時点ですべて提供可能な範囲とし、甲の乙に対する責任は、乙及び導入物件の各戸に入居され本サービスを利用する入居者（以下「利用者」といいます。）が最低限度、支障なく本サービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供することに限られるものとします。

### 第 2 条（本サービスのプラン）

- 1.乙は、以下各号に掲げる本サービスのいずれか一つを選択の上お申込みいただきます（原則複数を選択することは出来ません）。
  - (1) FREE LINE（Wi-Fi 機器据置プラン）
  - (2) FREE Wi-Fi（Wi-Fi 機器埋込プラン）
  - (3) e-WiFi（アクセスポイント設置プラン）
  - (4) e-LiNE（有線接続プラン）
- 2.乙は、前項各号に定める本サービスのいずれかに加えて、本サービスの一部として提供するオプション設備を選択してお申し込み頂くことが出来ます。
- 3.本サービスの契約期間は、本設備（第 4 条に定義）の工事完了日から、甲と乙の間で解約に合意した日までとします。
- 4.本サービス及びオプション設備の詳細については、IoT マンション公式サイト（URL: <https://marutto.co.jp/iot-mansion/>）に定めるものとします。なお、オプション設備に関する甲と乙との契約条件については、本約款の定めが適用されます。また、乙がオプション設備を利用する際に当該オプション設備に付随する規約などが定められている場合、乙は、当該規約などに従って利用するものとします。当該規約等が本約款となる定めをしている場合は、当該規約等が優先します。
- 5.乙は、オプション設備の利用にあたり、利用限度額を設ける場合があることを承諾します。

### 第 3 条（本契約の成立）

- 1.本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、甲が乙から本サービスのお申込書を受領し、甲による乙の審査が完了した時点で成立します。但し、本サービスの契約期間は、第 2 条第 3 項に定める工事完了日から開始します。
- 2.甲は本契約成立後速やかに、乙の実施協力のもと導入物件の設備構造、躯体構造、躯体構造及び近隣の通信環境の調査・調整をおこない本サービスの工事に着手します。但し、乙は、導入物件の設備構造、躯体構造及び通信回線の提供状況においては、本サービスを提供できないことがあることを予め承知していただきます。
- 3.審査の結果、乙が以下のいずれかに該当することがわかった場合、甲はその者の利用の申込を承諾しないことがあります。
  - (1)申込の時点で、利用申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けたことがある場合。
  - (2)導入物件毎に定められた申込時の内容に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合。
  - (3)乙が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込の手続きが成年後見人によって行われておらず、又は申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。

(4)本サービスの業務の遂行上支障がある場合

(5)本サービスの業務において技術上の支障及び著しい困難(本サービス利用に要する工事(以下「開通工事」という。)が行えない場合を含みます。)がある場合。

(6)天災地変等により、本サービスの全部又は一部の履行ができない場合。

4.乙は、本契約の成立以降、申込時にお申込書に記載した内容に変更があった場合、速やかに変更の届出をするものとします。

5.乙は、本サービス及びオプション設備の利用に際し、別途登録・届出等の手続きが必要となる場合、当該手続きを行い本サービスの申込又は継続を行うものとします。

#### 第4条(本設備の導入)

1.本サービスにおける設備は、通信回線用機器(網終端装置)、通信機器(アクセスポイント、ルータ・スイッチング HUB、給電スイッチ)、通信部材(LAN ケーブル・ケーブル接続部材・コネクタ・収納 BOX など)、配管部材(露出配管部材を含みます)、附带事業に用いる設備機器、これらに附随する通信機器及び電源設備(通信機器などの稼働電源供給設備全般など)で構成される設備(総称して以下「本設備」といいます。)とします。

2.本設備の工事にあたり、甲は乙の事前の承諾のもとに工事を行います。

3.乙は、本サービスを利用するにあたり、本設備以外に HOME PNA 子機・VDSL 子機等の回線接続装置その他必要な機器等(総称して以下「回線接続装置等」といいます。)が必要な場合、自己の費用と責任で回線接続装置等を設置、管理及び利用するものとします。

4.乙は、本サービスの提供に支障を与えないために、回線接続装置等を正常に稼働するように維持するものとします。

5.甲の責によらず回線接続装置等にトラブルが発生した場合、甲は一切の責を負いません。

#### 第5条(工事の変更)

1.本設備の工事にあたり、乙甲双方は、予め合意した工事方法・工事期間を変更できます。その場合、当該変更により本設備の工事に追加的な費用が発生した場合は、乙のご負担となります。

2.建築基準法、消防法などの法令制度の新設又は改定などにより、本設備の施行に変更が生じ、当該変更により本設備の工事に追加的な費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とさせていただきます。

#### 第6条(第三者による工事の実施)

甲は、本設備の工事を自らの責任において甲以外の第三者に、その全部又は一部分を実施させることができます。

#### 第7条(各戸の工事)

1.乙は、入居者事情及びその他の都合にて本設備の工事が遅延する場合、当該工事についてご協力頂くものとします。

2.甲は乙に対し、初回契約期間経過後の残宅内工事について追加対応費用の請求をできるものとします。

#### 第8条(設置場所等の無償使用)

本サービスの工事にあたり、乙が所有もしくは占有する導入物件の一部を無償で甲に対し提供し、本設備及び通信回線の稼働に係る稼働電気等の使用料金については、乙にてご負担いただきます。

#### 第9条(設備の保管管理・保守)

1.乙は、本設備及び通信回線の維持を善良なる管理者の注意義務をもって保管維持していただくものとします。

2.甲は、乙及び利用者が本サービスを継続して利用できるよう、本設備の管理及び通信回線の提供を含む保守を行います。

3.前項の例外規定として、甲は乙の施設及び本設備以外の施設等に関連して発生した支障、天災地変など甲の支配を超える事由によって乙の施設が甚大なる被害を受けた支障、導入物件の経年劣化等により発生した支障、及び乙の責めに帰する事由があった支障に関しては、乙及び利用者のいずれに対してもその責任を負わないものとします。

#### 第10条(工事完了確認と引渡し)

乙は、甲より本設備の工事完了及び通信回線の提供(インターネット接続開始を含みます)報告後、本サービスの良好動作の確認をおこない、当該確認をもって本サービスの引渡しとします。

#### 第 11 条（所有権）

本設備の所有権は、本契約の契約期間満了まで甲に留保されるものとします。

#### 第 12 条（設備の保証）

1. 甲は、本設備が正常に動作することについて保証するものとし、保証期間は、特別な条項がない限り工事完了日より契約期間満了までの期間とし、オプション設備の保証期間は、工事完了日よりオプション設備毎に定められた期間とします。
2. 前項で定められた期間中に本設備の動作に支障が発生した場合、甲の負担において速やかに本設備の修繕・修理・交換及び本サービスの復旧に努めます。但し各保証期間終了後本設備の修繕・修理・交換の必要が発生する場合、これらの費用は乙の負担とします。
3. 設備の保証の例外規定として、本設備の盗難、紛失、天災地変など甲の支配を超える事由によって、乙の施設等が甚大なる被害を受けた場合、及び乙の責めに帰する事由があった場合、本設備の保証対象外とできるものとします。

#### 第 13 条（乙及び利用者への支援等）

1. 甲は、乙及び利用者からのインターネット接続に関するサポート、問い合わせ対応等の支援（以下「支援等」といいます。）を行うものとします。但し、宅内LANケーブル、パソコン、パソコン周辺機器等は当該支援の対応範囲から除きます。
2. 甲は、支援等以外の乙及び利用者の依頼において講ずべき措置が発生した場合、当該措置に起因する結果に関し利用者に対してその責任を負いません。
3. 甲は、乙及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も乙及び利用者に対して行わないものとし、本サービス利用の拒絶、提供中止、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した乙及び利用者の損害について一切の責任を免責されます。

#### 第 14 条（通信回線）

1. 本サービスにおける通信回線において、登録電気通信事業者の導入地域・契約時期・導入物件の設備などの都合にて光回線の導入が遅延する場合、乙は本サービスの通信回線として ADSL 回線及び無線回線での稼働をおこなうことがあることを承諾するものとします。
2. 本サービスにおける通信回線において、登録電気通信事業者の提供する通信回線の提供仕様、通信速度、通信プロトコルを含みます通信手段及び料金改定がおこなわれるなど、通信回線を取り巻く市場環境に変化が生じた場合、甲乙双方はその対応に関して協議をおこない対策を講じるものとします。

#### 第 15 条（保守の変更）

本サービスの導入状況において、乙及び利用者の提供通信速度や提供環境が顕著に低下する場合、甲乙双方はその対応に関して協議をおこないその対策を講じるものとします。

#### 第 16 条（第三者による保守の実施）

甲は、本サービスの保守を自らの責任において甲以外の第三者にその全部又は一部分を実施させることができます。

#### 第 17 条（本約款・本サービス・本契約の内容変更等）

1. 甲は、不可抗力又は社会経済情勢等の変化に伴い、民法 548 条の 4 の規定により本約款・本サービスの内容の変更をすることができるものとします。その場合甲は、変更後の各約款、本サービスの内容をホームページ（<https://marutto.co.jp/terms/> もしくは <https://marutto.co.jp/iot-mansion/>）に掲載するまたは乙に対し甲が適切であると判断する方法により通知するものとします。
2. 甲及び乙は、甲乙協議の上本契約の内容の変更をすることができるものとします。
3. 甲は、前 2 項に定める変更に伴い甲の責によらず乙に生じた損害等につき一切の責任を負いません。

#### 第 18 条（対価の支払履行）

1. 乙は、本サービスの対価として、甲が別途指定する支払代行業者を通じて、本サービス導入のために必要となる本設備の工事費用（以下「工事費用」といいます。）及び本サービスの継続に必要な保守費用（以下「保守費用」といいます。）を、第2条第3項に定める工事完了日を課金開始日として算出し、当月末締め翌月末払いにてお支払いいただけます。なお、本サービスの料金の金額は、プラン毎あるいはオプション設備ごとに区分され、別途甲が乙に提示します。
2. 工事費用及び保守費用の支払方法は、甲乙協議のうえ、現金支払い及び集金代行会社もしくは信販会社の間で締結される預金口座振替依頼より選定を行うものとします。
3. 保守費用は現金支払いの場合、導入物件において完工日の属する当月1日から末日を締めと定め、乙の請求に応じ定められた期日までに支払うものとします。また、預金口座振替依頼の場合、本約款に基づき定められた振替日を支払期日として甲の指定する銀行口座からの引落しの方法で実行されるものとします。
4. 保守費用は、本サービス提供終了月においては提供管理業務が1ヶ月に満たないときであっても日割り計算をしないものとします。

#### 第19条（支払遅延の場合の取り扱い）

1. 乙が本約款に定める料金の支払履行に違反し、支払がその当月の1日より起算して2ヶ月以上遅延した場合、甲は、導入物件への本サービスの提供を停止できるものとします。
2. 乙は、甲に対する料金の支払いを支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払い完済までの日数について、年利14.6%の割合の遅延利息を甲に支払うものとします。

#### 第20条（本契約の解約）

1. 乙甲双方の相手方がその都合により本契約の解約を申し入れた場合、乙及び甲は本契約の解約の可否、その他条件について協議をおこない将来に向けて本契約を解約することができます。
2. 乙甲双方は、自然災害、震災など不可抗力及び法令制度の新設又は改訂等により本サービスの継続の可能性が失われたと認められる場合には、協議をおこない将来に向けて本契約を解約することができます。
3. 乙が解約を行った場合、乙は甲に対し、工事費用を一括で支払わなければならないものとします。
4. 前項の場合、乙は甲に対し、違約金として本契約の残期間分のシステムメンテナンス費相当額を一括して支払わなければならないものとします。

#### 第21条（本契約の解除）

1. 乙甲双方は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らかの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 本約款の各条項の一に違反し相当の期間を定めた催告を行っても当該違反が是正されなかったとき。
  - (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生手続きの開始、会社更生手続き開始、特定調停、もしくは破産その他これらに準ずる倒産・再生手続きの開始の申立がなされたとき。
  - (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払い停止状態に至ったとき。
  - (4) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
  - (5) 相手方の企業信用・名誉を傷つけ、又はそれに類する行為をしたとき。
  - (6) 前各号のほか相互の信頼が著しく損なわれる事由あるいは債権保全を必要とする解除権者において判断する相当の事由が生じたとき。
2. 乙が前項各号に該当したことにより甲が本契約を解除した場合、乙は甲に対し、工事費用を一括で支払わなければならないものとします。
3. 前項の場合、乙は甲に対し、違約金として本契約の残期間分のシステムメンテナンス費相当額を一括して支払わなければならないものとします。

#### 第22条（データ等の削除）

1. 本契約が解約又は解除により終了した場合、甲は、乙に事前に通知することなく乙が本設備に登録したデータ等を削除することがあります。

2.前項に定めるほか、乙が本設備に蓄積したデータ等（メール容量の設定に伴い第三者が蓄積したデータ等を含み、以下同様とします。）が所定の期間又は量を超えた場合、甲は、乙に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、運営及び保守上の必要から、甲は、乙に事前に通知することなく乙が本設備に登録したデータ等を削除することがあります。

3.データ等の削除に関しその措置をとったことで、当該乙がこれにより損害が発生したとしても、甲は一切責任を負いません。

#### 第 23 条（譲渡禁止等）

乙は、本サービスの提供を受ける権利を第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為をできないものとします。

#### 第 24 条（個人情報保護）

1.甲は、本契約に附随して知り得た住所・氏名・その他、乙の個人情報について、甲が別途定める個人情報保護方針に基づき適正に取り扱うものとします。

2.前項に定める個人情報保護方針については、甲のホームページ（URL: <https://lomgrp.co.jp/privacy/>）において適宜公開するものとします。

#### 第 25 条（秘密保持）

1.甲乙双方は、本約款に基づき提供されたノウハウ、技術、データ、その他の情報、本約款を通じて知ることができた営業上の情報及び個人情報を含むすべての情報を本約款の目的以外に使用もしくは第三者に対し、以下に定める例外事項除き、本約款終了後も継続的に開示・漏洩してはなりません。

2.本条の秘密保持の例外事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)開示時点既に保有していた情報。

(2)開示後、開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報。

(3)開示時点で公知の情報。

(4)正当な権限を有する第三者から開示申請を求められた情報。

3.甲は、電気通信事業法第 4 条に基づき、乙の通信の秘密を守るものとします。

4.刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合、甲は当該処分、命令の定める範囲で本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。

5.生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合、甲は、当該保護のために必要な範囲で本条の秘密保持義務を負わないものとします。

6.乙による本サービスの利用に関する債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、甲は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて秘密保持義務を負わないものとします。

#### 第 26 条（原状回復）

1.本契約が終了する場合、乙の費用負担において原状回復が実施されるものとします。

2.前項に定める原状回復は、本設備における通信回線用機器の撤去をもって完了するものとし、本設備に付随する通信機器、通信部材、配管部材これらに附随する通信機器及び電源設備などは原状回復の対象とはならないものとします。

#### 第 27 条（著作権の保護）

乙は、本サービスを利用して他の著作権者が著作権を有するいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音声等（以下、併せて「データ等」という。）、著作権法で認められた私的使用の範囲内でのみ利用するものとし、私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、放送、公衆送信のために利用しないものとします。

#### 第 28 条（禁止事項）

乙は、本利用規定に定める著作権の保護に関する定めその他、本サービス又は関連するサービスを利用して以下の行為を行わないものとし、利用者に行わせないものとします。

- (1)第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます）。
- (2)第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3)第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4)違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に関する情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為。
- (5)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (6)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (8)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (9)アクセス可能な第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (10)他者になりすます行為。（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11)コンピュータ・ウイルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (12)選挙の事前運動、選挙運動（これらに類似する行為を含みます。）及び公職選挙法に抵触する行為。
- (13)他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール（そのおそれのある電子メールを含みます、嫌がらせメールなど）を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (14)他者の設備又は本設備に無制限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為。（与えるおそれのある行為を含みます）。
- (15)サーバー等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- (16)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により他者の個人情報を取得する行為。
- (17)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービス又は提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する行為。（違反するおそれのある行為。）
- (18)上記各号の他、法令、又は本利用規定に違反する行為。公序良俗に違反する行為。（暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含みます。）本サービス又は他者サービスの運営を妨害する行為。他の乙又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為。信用の毀損又は財産権の侵害等のように他者に不利益を与える行為。
- (19)上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (20)本サービス提供にあたり使用する登録電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号））の通信回線の回線帯域を圧迫し、ネットワークに過大な負荷をかける行為等において、本サービスの他の乙又は第三者に迷惑を及ぼし、もしくは不都合を生じさせる行為（与えるおそれのある行為を含みます）。
- (21)詐欺等の犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為。又はそれらのおそれのある行為。
- (22)上位各項の他、法令、利息規定に違反する行為、本サービスの運用を妨害する行為、第三者に不利益を与え不利益な損害を与える行為、又は損害を与えるおそれのある行為。

## 第 29 条（本サービスの中断）

1. 甲は、乙又は利用者が前条各号に定める「禁止事項」のいずれかに該当する場合、当該乙及び当該利用者の承諾を得ることなく本サービスの利用を中断することがあります。
2. 前項に定めるほか、乙又は利用者が以下のいずれかに該当する場合、甲は当該乙及び当該利用者の承諾を得ることなく乙又は当該利用者の本サービスを中断することがあります。
  - (1)ワーム型ウイルスの感染、大量送信メールの経路等により、当該乙に割り当てる ID 及び ID に対応するパスワード等の個人認証情報（以下「個人認証情報」といいます。）が関与することにより第三者に被害が及ぶおそれがあると判断した場合。
  - (2)利用状況、苦情等から、乙又は当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合。

(3)電話、FAX、電話メール等による連絡がとれない場合。

(4)上記各号の他、緊急性が高いと認めた場合。

4.本サービスの中断により乙又は利用者に損害が発生したとしても、甲は一切責任を負いません。

#### 第30条（不可抗力等）

1.甲は、前条に定めるほか、以下のいずれかの事由が生じた場合には、乙並びに利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

(1)本設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合。

(2)火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合。

(3)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合。

(4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合。

(5)登録電気通信事業者又は業務提携を行っている電気通信事業者が通信サービスの利用を中止した場合。

(6)導入物件において稼働電源が中断した場合。

(7)導入物件の所有者ならびに関係する取引先などから要請があった場合。

(8)その他、運用上又は技術上、本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

2.本サービスは、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中断する措置をとることを予めご了承ください。

3.甲及び導入物件の所有者または管理権限者は、前項各号のいずれか、又はその他の事由により本サービスの全部又は一部の提供に中断又は遅延が発生しても、これに起因する乙又は第三者が被った損害に関し一切責任を負いません。

#### 第31条（甲による本サービス継続）

乙による本サービス継続が困難となった場合、乙には本設備に接続する光回線を撤去していただき、本設備自体は残置していただきます。その際、甲が所有権を持つ設備を光回線と接続することで本サービスの継続が可能となる場合、当該光回線の導入は甲にて行うものとし、当該導入の費用は乙にてご負担いただきます。

#### 第32条（自己責任の原則）

1.乙は、乙による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負います。

2.乙は、本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合及び紛争が発生した場合、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。

3.乙は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合、当該第三者に対し直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4.乙は、乙による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、第三者（本サービスを経由してインターネット等を利用するエンドユーザーを含みます）に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

#### 第33条（損害賠償）

甲乙双方は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、当該損害が生じた日が属する月に乙が支払うべき料金を限度として損害の賠償を請求できます。但し、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害は含まれないものとします。

#### 第34条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款に関する疑義が生じた場合は、甲乙いずれも誠意をもって協議の上、円満に解決するものとします。

#### 第35条（「IoT マンションオーナークラブサービス」における個人情報の取扱いについて）

1. 甲の本サービスにお申込み頂いた乙を対象として甲が提供する「IoT マンションオーナークラブサービス」について、当該会員サービスのご利用を希望される乙は、本約款別紙「IoT マンションオーナークラブサービス」における個人情報の取扱いに関する注意事項(重要事項説明)の定めにご同意頂くことを条件として、当該会員サービスの提供を受けることができるものとします。
2. 本約款(2022年12月5日改定版)の改定前に甲の本サービスにお申込み頂いた乙についても、前項記載の本約款別紙の定めにご同意頂くことを条件として、甲所定の申込み手続を経て当該会員サービスの提供を受けることができるものとします。

附則

2016年12月1日制定  
2017年11月29日改定  
2018年8月15日改定  
2018年8月23日改定  
2018年11月1日改定  
2022年12月5日改定  
2023年3月28日改定

以上



【別紙】

## **「IoT マンションオーナークラブサービス」における個人情報の取扱いに関する注意事項 (重要事項説明)**

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」といいます。）は、甲の「まるっと IoT マンション」にお申込み頂いた乙を対象として提供する「IoT マンションオーナークラブサービス」(以下、「会員サービス」といいます。)における注意事項（以下、「本書」といいます。）を以下のとおり定めます。会員サービスのご利用を希望される乙は、本書の定めにご同意して頂くことを条件として会員サービスの提供を受けることができるものとします。

### **「1. サービス内容」**

甲は、会員(本書の内容にご同意した上で、甲による所定の方法により入会手続きを行い、甲が会員として登録した乙。以下、同様とします。)に対し、本書に基づく会員サービスとして、以下のサービスを提供致します。なお、当該サービスについては無償でご利用頂けます。

(1)甲からの他の甲サービスや甲提携会社の各種サービスに関する情報提供(SMS 送信等)

(2)甲提携会社からの各種サービスに関する情報提供(SMS 送信等)

※会員は本書の内容にご同意した上で会員サービスを利用する以上、当該同意を前提として(2)のサービスの提供に必要な範囲内で会員の個人情報は甲提携会社に第三者提供されます。

### **「2. 個人情報の取扱いについて」**

(1)甲は、本契約に附随して知り得た住所・氏名・その他、会員の個人情報について、甲が別途定める「個人情報保護方針」及び「共同利用プライバシーポリシー」に基づき適正に取り扱うものとします。なお、個人情報の利用目的、第三者提供などの事項については、その重要性に鑑み、下記(3. ～ 5. )にて別途明示します。その他の事項については、「個人情報保護指針」及び「共同利用プライバシーポリシー」記載の事項と合わせてご確認ください。

(2)前項に定める「個人情報保護方針」及び「共同利用プライバシーポリシー」については、甲のホームページにおいて適宜公開するものとします。

・個人情報保護指針 <https://lomgrp.co.jp/privacy/>

・共同利用プライバシーポリシー <https://lomgrp.co.jp/kyodo/>

### **「3. 個人情報の利用目的について」**

甲は、お預かりした会員の個人情報を以下の目的に必要な範囲内で利用いたします。

(1)甲、その関連会社、委託元及び甲の委託先の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため。

(2)甲、その関連会社、委託元及び甲の委託先の企業 PR 活動、各種事業に関するアンケート調査、モニター調査、会員様からのお問い合わせへの回答のため。

(3)その他、甲、その関連会社、委託元及び甲の委託先と会員様との取引・契約を適切かつ円滑に行うため(マーケティング調査及び分析のため、経営分析のための統計数値作成及び分析結果の利用のため、甲サービスの不正利用の防止のためその他上記に付随する目的を含みます)

(4)その他、甲の「個人情報保護指針」にて定める利用目的のため。

### **「4. 個人情報の第三者提供について」**

甲は下記の場合を除き、会員本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

(1)サービスのご案内業務の一部または全部を第三者に委託する場合

(2)法令に基づく場合、または国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### **「5. 個人情報の開示等のご請求に応じる手続きについて」**

上記 2. (2)記載の甲の個人情報保護指針にてご確認ください。

## « 6. その他の事項について »

本書にて記載のない事項は、「まるっとシリーズ会員規約」([https://marutto.co.jp/wp-content/themes/marutto/app/img/terms/marutto-series/marutto-series\\_kiyaku.pdf](https://marutto.co.jp/wp-content/themes/marutto/app/img/terms/marutto-series/marutto-series_kiyaku.pdf))及び「IoT マンションサービス契約約款」に定める通りとします。

以上